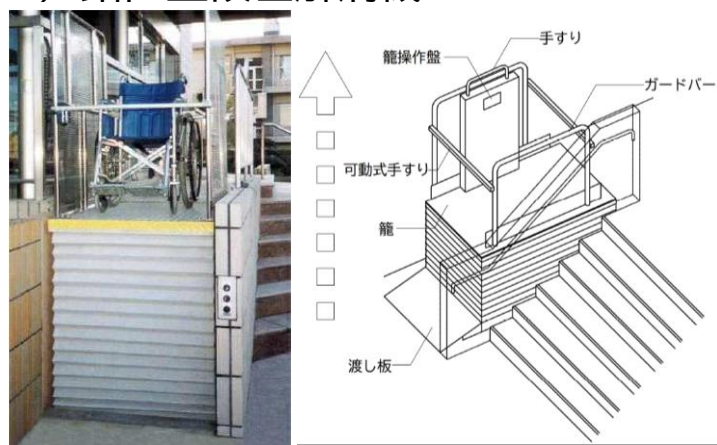


- 国の整備目標においては、**バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含める一方、車椅子に座ったままでは乗降できないその他の簡易的な昇降機等は含めないため、**学校設置者は、このことを踏まえたエレベーターの設置を検討する必要がある。

バリアフリー法施行令第19条第2項第6号に掲げるエレベーターその他の昇降機の例

(1) 鉛直型段差解消機



(2) 斜行型段差解消機



※図・写真は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省住宅局建築指導課、R3.3）より抜粋

上記に該当しない昇降機等

(1) 階段昇降車



※写真は教育委員会より提供

(2) 階段昇降機



※写真は学校より提供